

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会
定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会と称する。

(事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、必要な地に支部を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 当法人は、行政と連携しつつ良好な住宅・建築・まちづくりを推進するために設立された各地の公益法人等(以下、「すまいづくりまちづくりセンター」という。)が、地域の居住者、住宅・建築関係事業者、地方公共団体等関係主体の間に立って、円滑かつ効果的に活動実施できるよう、各すまいづくりまちづくりセンターが広域的に連携・補完しつつ、活動の展開に必要な共通基盤の整備等を図り、もって、良好な住宅・建築・まちづくりの実現を通じた、国民生活の安定向上と国民経済の発展に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、住宅・建築・まちづくりに関する次の事業を行う。

- 一 居住者、住宅・建築関係事業者等に対する普及・啓発・情報提供事業
- 二 すまいづくりまちづくりセンターが行う事業に対する支援事業
- 三 すまいづくりまちづくりセンター相互間の情報交換、協議等事業
- 四 すまいづくりまちづくりに関する調査研究事業
- 五 その他当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(基金の募集)

第 4 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の返還)

第 5 条 抛出された基金は、社員総会で別途決議した場合を除き、当法人が解散する時までには返還しない。

(基金の返還の手続き)

第6条 基金の返還は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)の規定に従い、基金の拠出者に返還する基金の総額について社員総会の議決を経た後、会長(第23条第2項の会長をいう。以下同じ。)が決定したところにより行う。

(基金の返還の制限)

第7条 法人法第236条の規定に基づく基金の返還に係る債務の弁済は、その余の当清算法人の債務の弁済がされた後でなければ、することができない。

(公告の方法)

第8条 当法人の公告は、電子公告(インターネット公告)による。

第2章 社員

(社員)

第9条 当法人の社員は、すまいづくりまちづくりセンター又は全国においてすまいづくりまちづくり活動を展開する公益法人等であって、当法人の目的に賛同し入社した者とする。

(入社)

第10条 当法人の社員となろうとする者は、当法人所定の申込書を会長に提出し社員総会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第11条 会長は、社員総会の議決を経て、会費その他当法人の活動に必要な経費に充てるための負担を社員に求めることができる。

(退社)

第12条 社員は、当法人所定の退社届を会長に提出することにより、退社することができるものとする。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

- 一 総社員の同意
- 二 解散
- 三 除名

(除 名)

第13条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第15条 当法人の設立時における社員の氏名又は名称及び住所は別表のとおりとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第16条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第17条 社員総会は、会長がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日より一週間前までに社員に対して、その通知を発する。ただし、書面による議決権の行使又は電磁的方法による議決権の行使をすることができることとする場合には会日より二週間前までにその通知を発する。

(権 限)

第18条 社員総会においては、次に掲げる事項を決議する。

- 一 法令で定める事項
- 二 事業計画及び収支予算
- 三 事業報告及び収支決算
- 四 社員の入社の承認
- 五 その他当法人の運営に関する重要事項

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第20条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の代表理事がこれに代わる。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果等を記載し、議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

第4章 理事及び監事

(員数)

第23条 当法人には、理事10名以上12名以内及び監事2名以内を置く。

2 理事のうち4名を代表理事とし、うち1名を会長、3名を副会長とする。

(資格及び選任)

第24条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の役職員の中から社員総会において選任する。ただし、必要があるときは、社員の役職員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長及び副会長は理事会において選定する。

(任期)

第25条 理事の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事並びに代表理事は、退任等により第23条で定める員数を欠くときは、退任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職務)

第26条 会長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

- 2 副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときに、あらかじめ理事会で定めた順位に従ってその職務を代行する。

(理事及び監事の報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、社員総会の議決を経て、報酬を提供することができる。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除等)

第28条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 当法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 社員総会に付議すべき事項
- 二 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会議決を要しない当法人の執行に関する事項

(召集、決議等)

第31条 理事会は、会長が必要と認めたときにこれを開催する。

- 2 法人法第91条第2項に規定する理事会への報告は、毎事業年度四箇月を超える間隔で2回しなければならない。

- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(委員会等)

第33条 当法人は、その運営及び事業執行に必要な委員会等を置くことができる。

- 2 委員会等の設置及び委員の選任は理事会がこれを行う。

第6章 資産及び会計

(資産の構成と管理)

第34条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 基金
 - 二 会費
 - 三 事業に伴う収入
 - 四 資産から生ずる収入
 - 五 その他収入
- 2 当法人の資産は、会長がこれを管理する。

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 社員総会で決議されるまでの間、会長は、理事の意見を聞いて、当該事業年度の一定期間に係る暫定の事業計画及び予算について、前年度の事業計画及び予算に準じて定めることができる。この場合、暫定の予算による収入及び支出は、新たに社員総会で事業年度の収支予算が決議された場合、当該事業年度の収支予算に基づく収入及び支出とみなす。
- 3 当法人は、事業年度終了時に剰余金が生じた場合において、剰余金の分配を行わない。

(解散による残余財産の扱い)

第36条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により当法人と類似の事業を目的とする、公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第7章 情報会員

(情報会員)

第37条 当法人の目的に賛同し、その活動に関して情報を提供し、又は、得ようとする者を、情報会員とする。

2 情報会員は、地方公共団体又は当法人の活動に関連する住宅供給に関する活動を行う公的機関であつて、当法人所定の申込書を会長に提出した者とする。

3 第12条及び第13条の規定は、前項の情報会員に準用する。

4 会長は、社員総会の議決を経て、情報会員に係る活動に必要な経費に充てるための負担を情報会員に求めることができる。

第8章 事務局

(設置等)

第38条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

一 定款

二 社員名簿及び社員の異動に関する書類

三 理事及び監事の名簿

四 各事業年度に係る計算書類等

五 事業報告及び決算に関する書類

六 許可、認可等及び登記に関する書類

- 七 定款に定める機関の議事に関する書類
 - 八 監査報告書
 - 九 その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成21年3月31日までとする。

(最初の事業年度の事業計画等)

第41条 第18条第2号の規定にかかわらず、最初の事業年度の事業計画及び収支予算は、理事がこれを定める。

(最初の代表理事)

第42条 第25条第1項の規定にかかわらず、当法人の最初の代表理事は、社員総会の議決によって定める。

(最初の社員、情報会員)

第43条 第9条及び第37条第2項の規定にかかわらず、当法人の設立時における「すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会」の会員(第14条に定める社員を除く)は、当然に、一種会員及び三種会員は社員に、二種会員及び特別会員は情報会員になるものとする。

第44条 この定款に規定のない事項は、法人法その他の法令によるほか、別に定めるものとする。

附 則

この定款は、平成20年8月26日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成21年3月27日から施行する。ただし、第35条第3項及び第36条については、平成21年4月1日から施行する。

2 この定款の改正前の第25条第1項により選任された代表理事は、この定款の改正後の第23条第2項の会長とみなす。

附 則

この定款は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年4月1日から施行する。

別表

社員の氏名又は名称	住所
財団法人北海道建築指導センター	北海道札幌市中央区北四条西五丁目1番地
財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	東京都渋谷区渋谷一丁目15番9号
財団法人愛知県建築住宅センター	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号
財団法人大阪住宅センター	大阪府大阪市中央区南船場四丁目4番3号
財団法人山口県建築住宅センター	山口県山口市大手町3番24号
財団法人大分県建築住宅センター	大分県大分市王子港町1番17号
財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目14番36号